

平成 21 年 10 月 22 日

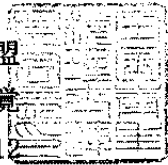
税制調査会御中

全国青年税理士連盟

会長 坂田 寛

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

電話 03-3356-4162



特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の即刻廃止に対する要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。当連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度（法人税法第 35 条）は、立法当初から税法体系の無視、中小同族会社に与える影響度の無視、立法過程のあり方など様々な問題点が指摘されておりました。

全国青年税理士連盟ではかねてより当制度の廃止を強く訴えかけてきましたが、この度、民主党マニフェスト及び政策集 INDEX にも当制度の廃止が盛り込まれたことをふまえ、以下の通り要望させていただく次第です。

【要望項目】

- 一 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の即刻廃止（遅くとも平成 22 年 3 月末までに廃止）
- 二 国民の経済活動に広く影響を与え税負担に不利益を及ぼすような法整備は十分な議論と国民への開示を尽くした上で行うこと

要望理由

1 税法体系の無視

国税庁が公表した立法趣旨では実質一人会社を個人事業者と同一の事業形態とみなして税を課すことにより課税の公平を図るものと説明されています。

然るに、法人と個人とを同一視するという考え方は法概念を著しく逸脱した考え方であり、下記のような問題点が提起されます。

- ・ 当制度の考え方にある法人と個人の同一視は私法上の考え方を否定している。
- ・ 所得税における給与所得控除額は「給与収入を得るための概算経費」であり、給与所得控除額相当部分を法人税における経費の二重控除と見る考え方に根拠が無い。異なる税法体系である所得税法の所得計算概念を法人税法に持ち込むこと自体、租税理論を逸脱している。

- ・ 実質一人会社と個人事業者の所得計算とに着目して課税の公平を図るという立法趣旨であれば、税体系の異なる法人税法と所得税法とで課税の公平を図るべきではない。

以上のおりです。

今後租税立法に関しては、租税理論を尊重して行われるべきことを要望いたします。

2 中小同族会社に与える影響度の無視

租税法が国民にとって理解し易いものであり、納税の予測可能性が確保されるということが真に安心し信頼できる税制の要件です。

当制度のような不利な税制改正が唐突に行われるということは納税の予測可能性が確保されず、財政基盤が不安定な中小同族会社の経済活動に深刻な影響を与えます。

加えて、国税庁が発表している立法趣旨によると、対象となる法人はあたかも個人事業形態に近い一人会社のみを対象とするように説明されていますが、実際には売上規模・社員数共に相当の実績がある同族会社の多くがこの規定の適用対象となっています。これは、実質一人会社を対象とするという立法趣旨と大きく乖離しています。

また、既に支出された役員給与の一定額に法人税を課税するということは「担税力」のない部分に対して課税が行われるため、実質的には「没収」であり、中小同族会社の財政状態の悪化を招く一因になっています。

今後国民に不利益な影響を与える重要な税制改正においては、事前に広く国民の意見を求め、国民に与える影響度を十分に考慮した上で制度設計を行うことを要望いたします。

3 立法過程について

当制度は、唐突に平成 18 年度の自由民主党税制改正大綱（平成 17 年 12 月 15 日発表）に盛り込まれ、国民の目に触れる期間が極めて短い間に成立に至った経緯があります。多くの中小同族会社に不利益な影響を与える重要な改正であるにもかかわらず、周知される十分な期間を経ることなく成立に至ったことは重大な問題があります。

今後、国民に広く影響を与える税制改正においては特に、租税に関しての基本的な考え方である予測可能性及び法的安定性を確保するため、事前開示を行い、十分な期間広く意見を求め、国民の理解を得る形で税制改正が行われるべきことを強く要望いたします。

以上